

パブリックコメントの実施について

① パブリックコメントとは？

市の政策を策定するに当たり、市の機関がその政策の趣旨、内容等の必要事項を広く市民に公表し、これに対し提出された市民の意見を考慮して意思決定を行うとともに、それらの意見の内容、市の機関の考え方等を公表する一連の手続をいいます。

② 対象事項は？

江南市市民参加条例（平成25年12月24日 条例第28号） 第3条

○ 第1項 市民参加を求めるもの

- ・ 市の基本構想その他基本的な事項を定める計画の策定又は変更
- ・ 市の基本的な方針を定める条例又は市民に義務を課し、若しくは権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃
- ・ 広く市民が利用する大規模な公共施設の設置に関する計画の策定又は変更
- ・ 市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入又は改廃
- ・ 行政評価

○ 第2項 市民参加を求めないことができるもの

- ・ 軽易なもの
- ・ 緊急に行わなければならないもの
- ・ 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて実施するもの
- ・ 執行機関等の内部の事務処理に関するもの
- ・ 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの
- ・ 執行機関等の権限に属さないもの

○ 第3項 その他

- ・ 対象事項以外のものであっても、市民の関心の高さ、市民生活への影響等を考慮して、可能な限り適切な方法により市民参加を求めるよう努める

③ 手続きの流れは？

